



峠

のふくろう通信

<http://www.e-fukurou.jp/>

ヒルトップ税理士法人

Tel : 03-3441-3041 Fax : 03-5421-7086

迎春

新年明けましておめでとうございます。皆様の初夢はいかがでしたでしょうか。希望に充ちた輝かしい年になりますよう祈念したいものです。

この一年がどのような年になるのか……。世の中は混迷の度合いが強まっております。原油高騰、食料品の値上げなど物価上昇は避けられず景気の停滞が懸念され、庶民への影響が心配です。政治も不安定で、十分機能しているとは思えません。衆議院が解散ともなれば、どんな政権が誕生するのか国民にとっては大きな問題です。

米国では大統領選一色となり、11月には新大統領が選出され日米の新たな関係を模索しなければなりません。米国初の女性大統領が誕生するのか、ほかにも数多く有力候補がおり全く予想がつかない状況です。3月には、ロシア大統領選挙、台湾総統選挙もあります。昨年12月には韓国大統領がイ・ミョンバク前ソウル市長に決まり10年ぶりの保守政権となりました。中国では8月に北京オリンピックがあり、日本のメダル獲得数が気になります。7月にはサミット(G8首脳会議)が北海道洞爺湖で開催されます。地球温暖化が世界的な急務な問題であり、主催

国として日本のリーダーシップが問われます。

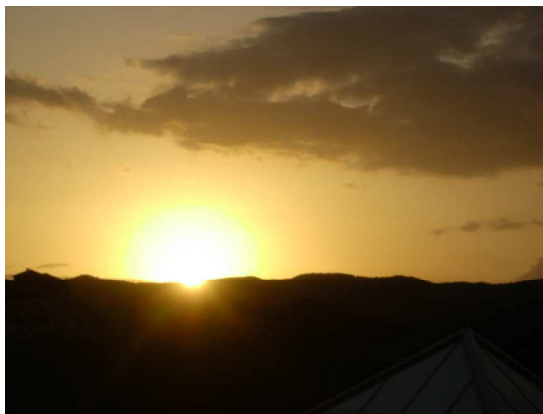
CO2同様世界的な問題として所得格差が挙げられます。隣国の中国、韓国、ロシアでは深刻な状況ですし日本でも大きな問題となっています。米国でゴールドマン・サックスのCEOの昨年末のボーナスが77億円だったようです。一般サラリーマンとの格差は1000倍にもなります。日本では、企業のトップと平均的な従業員との年収の差は、せいぜい100倍程度でしょう。格差はどこまで許容されるのか、国家、

社会、国民性など様々なファクターにより自ずと限界が決まるのかもしれませんが、市場主義＝生産性の追求によるゆがみをどのように克服すべきか、難しい問題です。

視点を足元に戻しますとこの一年をどのように過ご

したらよいのか、具体的なイメージを持って信念と行動力で挫けず我慢強く前進することが成功の鍵だと多くの先達が共通して語っているところです。

私どもも皆様のお役に立つこと第一に考え、チームワークを活かして付加価値を高められるよう精一杯頑張ろうと思いますので、宜しく願い申し上げます。(根本東樹)



税制改正大綱のあらまし



2008年度の与党の「税制改正大綱」が昨年12月14日に発表されました。衆議院解散が見え隠れする中で本格的な議論は避け、問題を先送りするものでしたが、中小企業にとって朗報がないわけではありませんので、現段階で気になる項目について触れてみたいと思います。

1 事業承継税制の拡充

中小企業の後継者の相続税負担を軽減するため、非上場株式にかかる相続税を8割軽減（納税猶予）されます。この改正は09年度に盛り込まれる予定ですが、08年の秋に遡って適用されます。

2 中小の投資優遇税制の拡充

試験研究費の税額控除限度額の上限を法人税額の2割から3割へ引き上げるとともに教育訓練税制や情報投資税制についても制度が簡素化・拡充されます。



3 法定耐用年数の見直し

製造設備（機械装置）の減価償却の法定耐用年数について、390にも細分化されていたものを一業種一区分（55区分）に簡素化され、ものによっては減価償却期間が短縮されるものもあります。

4 証券税制

上場株式の譲渡益・配当にかかる軽減税率10%については10年末まで継続し、09年以降は、軽減の上限（株式譲渡益年間500万円以下、配当については年間100万円以下）が設けられました。また、株式の譲渡損失を配当から差し引ける損益通算制度については09年1月から導入されます。

5 住宅関連税制

省エネルギーのための改修工事の費用について、ローン残高の最低1%が5年間にわたり税額控除できます。（08年4月から12月末までに居住することが要件です。）

6 ふるさと納税

都道府県や市区町村に寄付をした場合、個人住民税の1割を上限として、寄付金の5千円を超える部分を税額から差し引けます。



生活に関連する消費税率の引き上げに関しては明記されず、経団連等から要望されていた法人実効税率の引き下げも見送られ、道路特定財源の一般財源化は実現せず、ガソリンの暫定税率も据え置かれてしまいました。

ただし、営業権の評価方法については、改善が見込まれており、中小企業のオーナーにとっては、相続対策の再シミュレーションをお勧めいたします。改正の具体的な内容は、今月中旬に国会に提出される財務省の要綱が待たれるところです。（ねもと）

国からキャッシュバック!?

確定申告の時期が近付いてまいりました。給与所得者の方は「でも、そんなの関係ねえ!」などと踊り出してしまう方もいらっしゃるかも知れませんが、今年はそんなことないのです。と言うのも、平成19年度の税制改正で創設された「電子証明書等特別控除」制度により、還付を受けられる可能性があるからです。もちろん皆様全員が、というわけではありませんが…。

この「電子証明書等特別控除」とは、電子証明書が格納された住基カードを利用して所得税確定申告書を電子申告で提出した場合に適用を受けられる制度で、平成19年分又は平成20年分いずれかの所得税から最大5,000円の控除を認めるものです。年末調整を行った給与所得者も適用対象とされています。

この制度の適用を受けるためには、住基カードの取得、届出書の提出、通知書記載内容の登録といった事前準備が必要で、それぞれポイントがありますので右図を参考にして手続きしましょう。

この事前準備が終わったら、あとはパソコン上で申告書データを作成し、3月17日（今年の確定申告期限）までに電子申告するだけです。年末調整が済んでいる方でも、概ね3週間後には手許に最大5,000円が戻ってきます。

住基カードはともかく、ICカードリーダーを購入するとなると、費用対効果の点では疑問符が付きますが、そういう方もご安心下さい! 各税務署等に設置される（予定）の電子申告コーナーを利用するという裏ワザがあるんです。さあ、確定申告時期は住基カードを握りしめて、いざ出陣っ!! (すだ)

①住基カードの取得（+電子証明書）

- ★お住まいの市区町村役場にて、即日または2~3日で発行。（500~1,000円程度）
- ★電子証明書を付加するのを忘れずに!

②電子申告開始届出の提出

- ★国税庁 e-tax のHP上で手続き可能。
(<http://www.e-tax.nta.go.jp/>)
- ★HP上で即時、利用者識別番号（IDと仮パスワード）が発行されます。

③初期登録（事前に住基カードの電子証明等を登録する。）

- ★ICカードリーダーの購入。量販店で3,000円程度。（店員さんに聞いてみよう!）
- ★国税庁 e-tax のHP上で仮パスワードを独自のパスワードへ変更する。

④いざ電子申告!

- ★国税庁HP(<https://www.keisan.nta.go.jp/>)の確定申告書等作成コーナーにて申告書データを作成する。
- ★住基カードとICカードリーダーを使って申告書データに電子証明書を添付。
- ★国税受付システムへ申告書データを送信する。
- ★正常に送信できたことを受信通知にて確認すれば完了です。

5,000円還付（3週間程度で入金）

融資が変わる！？

～信用保証制度の変更による影響とその対応～

平成19年10月1日より「信用保証協会保証付き融資」に対して「責任共有制度」が導入されました。融資を受ける際のポイントを考えてみましょう。



責任共有制度の概要

保証協会の保証割合が変更されました。(下図参照)

	平成19年9月30日までの借入について	平成19年10月1日以後の借入について
信用保証協会が行う保証	原則100%	原則80%
金融機関のリスク負担	—	20%

懸念される影響

金融機関のリスク負担割合が20%となることで各融資先の企業格付に応じた貸倒引当金の設定が要求されることになり、金利の上昇や中小企業への融資が滞る(中小企業への資金供給に支障が出る)のではないかと懸念されています。



新たな保証制度の創設

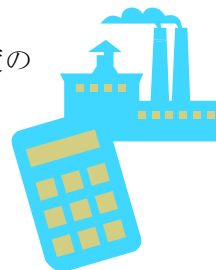
このような懸念を払拭すべく、責任共有制度から外れる保証制度(小口零細企業保証制度)が創設されています。これは、従業員20人(商業・サービス業は5人)以下の中小企業が融資を受ける際には、引き続き信用保証協会が100%の保証を維持する制度です。ただし、保証付融資残高合計が1,250万円の範囲内という限度額があります。

このほかに、建築確認・着工の遅れに配慮して設けられたセーフティネット保証についても責任共有制度から外れます。

今後の対応

融資を受けようとする際には、まず責任共有制度ではないこれらの保証制度の活用を検討しましょう。

一方で責任共有制度の導入に伴い、融資全般についてはより一層、「収益性」「返済能力」が着目されることとなります。常に最新の業績を捉え、自社の採算と資金繰りを押さえていく必要があります。(たかはし)



初詣の風景①

鶴岡八幡宮



湯島天神



ヒルトップ税理士法人

